

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議 運営要領（案）

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議は、原則として非公開とする。
2. 会議における配布資料及び議事要旨については、会議終了後、原則として公表する。ただし、議長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公表とすることが出来る。
3. 会議終了後、議長又はその指名する者が記者会見等を行い、議事内容を説明するものとする。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。